

軽減税率対策補助金のご案内

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金



申請期限が、2019年9月30日に延長されました。
設備投資をお考えの方、検討されてはいかがでしょうか？

軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

複数税率対応として、**2つ**の申請タイプがあります。

A

型

複数税率対応レジの 導入等支援

複数税率対応レジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。
いずれも、補助額はレジ1台当たり20万円が上限。補助率は2/3、導入費用が3万円未満は補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2です。

B

型

受発注システムの 改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。
原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象。補助率は改修・入替に係る費用の最大2/3です。

この他に、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。(最優遇金利です)
詳細はお近くの公庫の支店までお問い合わせください。



税理士法人 大平経営会計事務所

440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118

